

以下の文章は、三谷太一郎『増補 政治制度としての陪審制——近代日本の司法権と政治』(東京大学出版会, 2013年)の「裁判員制度と日本の民主主義」と題する章(初出は2005年)を抜粋し、出題用に編集を加えたものである。この文章を読んで、後の問いに答えなさい。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。



この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

問 1 下線部①のような「課題」との関係で陪審制はどのような意義を有するか。著者の整理に従い、トクヴィルの考えを 200 字以内で要約しなさい。

問 2 下線部②のように考えられるのはなぜか。著者の考えを 200 字以内で要約しなさい。

問 3 下線部③で提起されている問題は、現在の日本の民主主義において、具体的にどのような形で現れているか。「能動的人民」と「少数者の権利」との両側面を意識して、500 字以上 600 字以内で論じなさい。